

# とうきょう森づくり貢献認証制度

(二酸化炭素吸収固定量評価)



## 「建築物による二酸化炭素固定量認証制度」

### 実施要領・申請様式

制定	平成23年	9月21日
一部改正	平成25年	4月1日
一部改正	平成26年	8月1日

東京都

## 目 次

### 要領等

「建築物による二酸化炭素固定量認証制度」実施要領.....	3
「建築物による二酸化炭素固定量認証制度」二酸化炭素固定量等算定基準.....	6

### 申請様式等

(参考様式4-1) 協定書 .....	9
(様式4-1) 認証申請書 .....	10
(様式4-2) 二酸化炭素固定量及び二酸化炭素排出量算定表 .....	11
(様式4-6) 変更届出書 .....	16

## 「建築物による二酸化炭素固定量認証制度」

### 実施要領

制定 平成23年 9月21日  
一部改正 平成25年 4月 1日  
一部改正 平成26年 8月 1日

#### (目的)

第1条 この要領は、多摩産材を利用した建築物の新築又は改修に係る東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素固定量を認めることにより、環境貢献活動に関心のある企業及び都民等による多摩産材の利用を促進し、ひいては多摩産材を産出する東京都内（以下「都内」という。）の森林の整備が進むことによって、地球温暖化防止をはじめとした東京の森林の多面的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 本要領における定義は、以下の通りとする。

- (1) 建築主等 多摩産材を利用した建築物を新築した個人及び法人並びに多摩産材を利用して建築物を改修した個人及び法人をいう。
- (2) 住宅生産事業者等 多摩産材を利用して、建築物を施工した工務店及び設計業者等をいう。
- (3) 二酸化炭素固定量 建築物に利用した多摩産材に含まれる炭素を二酸化炭素量に換算したものをいう。
- (4) 二酸化炭素排出量 建築物の建設に当たり、多摩産材の製材や輸送等の生産過程で排出された温室効果ガスを二酸化炭素量に換算したものをいう。
- (5) 多摩産材 多摩地域で生育し、生産された木材のうち、多摩産材認証協議会によって産地証明された認証材のことをいう。
- (6) 構造材 建築物本体を支持する部材（土台、柱、梁、桁、筋交等）をいう。
- (7) 内外装材 建築物本体の内装又は外装を構成する部材（内壁、外壁、床、天井、屋根等）をいう。なお、什器（椅子、机、家具等）は除く。
- (8) 受付機関 本制度における各種提出書類の受理及びその他書類の発行等を実施する、東京都（以下「都」という。）が別途設置する機関をいう。
- (9) 審査委員会 学識経験者で構成した、都が別途設置する第三者委員会をいう。
- (10) 認証 東京都知事（以下「知事」という。）が、審査委員会からの審査結果報告に基づき、東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素固定量を認めることをいう。

(認証の手順)

第3条 建築主等及び住宅生産事業者等（以下「申請者」という。）は、次条の要件を満たす建築物を新築又は改修したときは、「協定書」（参考様式4-1）を作成し、認証を申請することができる。

（1）申請者は、「二酸化炭素固定量等算定基準」（別紙）に基づき、二酸化炭素固定量を算定する。なお、申請者は、木造建築物の新築において、その建築物全体の木材使用量のうち、多摩産材を50%以上利用した場合に限り、貢献認証書への二酸化炭素排出量の表示を申請することができる。この場合においては、「二酸化炭素固定量等算定基準」（別紙）に基づき、二酸化炭素排出量も算定する。

（2）申請者は、前号に基づき算定した二酸化炭素固定量及び二酸化炭素排出量を「認証申請書」（様式4-1）に記入し、「協定書」（参考様式4-1）の写し、「二酸化炭素固定量及び二酸化炭素排出量算定表」（様式4-2）、多摩産材出荷証明書の写し、建築確認申請書の写し及び工事完成写真を添付して受付機関へ提出する。

2 受付機関は、前項に定める書類を受理し、内容を精査した後、審査委員会へ提出する。

3 審査委員会は、東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素固定量の妥当性を審査し、その結果を知事に報告する。

4 知事は、審査委員会からの審査結果報告に基づき、認証の可否を判断し、認証を認められた申請者に対して、貢献認証書を授与する。

（1）知事は、建築主等に対し、「貢献認証書」（様式4-3）又は「貢献認証書」（様式4-4）を授与する。

（2）知事は、住宅生産事業者等に対し、「貢献認証書」（様式4-5）を授与する。

5 認証を受けた申請者は、申請した内容から変更が生じたときは、「変更届出書」（様式4-6）とともに変更後の申請書類等を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(認証の要件)

第4条 知事は、審査委員会の審査により、前条の申請が次の各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、認証する。

（1）建築物の構造材又は内外装材に多摩産材を利用して、新築又は改修をしていること。

（2）建築物に利用した多摩産材の樹種が、スギ又はヒノキであること。

（3）建築物に利用した多摩産材の二酸化炭素固定量が、1,000kg以上であること。

（4）申請書の内容に不備がなく、真正であること。

(認証の取消し)

第5条 知事は、次の各号に掲げる事項が生じたときは、認証を取り消し、貢献認証書を

返還させることができる。

- (1) 認証した建築物の申請内容に虚偽があると判断したとき。
- (2) その他、知事が認証を取り消すことが妥当と判断したとき。

(認証状況の公表)

第6条 知事は、次の各号に掲げる事項を申請者の同意の下、都の関連するホームページ（以下「WEB」という。）上で公表することができる。ただし、公表している場合において、前条の規定に基づき認証を取り消したときは、公表している情報をWEB上から削除する。

- (1) 申請者名（建築主等、住宅生産事業者等）
- (2) 工事種別（新築又は改修）
- (3) 建築物に利用した多摩産材の材積
- (4) 認証した二酸化炭素固定量
- (5) 建築物の主要な用途
- (6) 建築物の完成写真

(貢献認証書の利用)

第7条 認証を受けた申請者は、授与された貢献認証書を社会貢献活動の証として広報活動に用いることができる。ただし、住宅生産事業者等が貢献認証書を広報活動に用いるときは、建築主等の同意を必要とする。

2 認証を受けた申請者は、貢献認証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。

(その他)

第8条 本要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年8月 1日から適用する。

## 「建築物による二酸化炭素固定量認証制度」

### 二酸化炭素固定量等算定基準

制定 平成23年9月21日

一部改正 平成26年8月 1日

#### 1 目的

この基準は、建築物による二酸化炭素固定量認証制度実施要領第3条第1項の規定による申請に当たり、多摩産材の利用による二酸化炭素固定量及び二酸化炭素排出量を算定するために定めるものである。なお、この基準は、直近の科学的成果等に基づき、必要に応じて見直しを行う。

#### 2 算定方法

##### (1) 算定式

ア 二酸化炭素固定量 (t-CO<sub>2</sub>)

= 多摩産材の使用量 × 容積密度 × 炭素含有率 × 二酸化炭素換算係数

イ 二酸化炭素排出量 (t-CO<sub>2</sub>)

= 木質構造部材の加工における排出量 + 木質構造部材の輸送における排出量

ウ 木質構造部材の加工における排出量

= 多摩産材の使用量 × GHG原単位

エ 木質構造部材の輸送における排出量

= (原木輸送距離 + 製材輸送距離) × 多摩産材の使用量 × GHG原単位

##### (2) 算定因子

ア 多摩産材の使用量

建築物に利用した多摩産材の樹種別の使用量 (単位: m<sup>3</sup>)

イ 容積密度

材積を乾燥重量に換算するための係数 (単位: t/m<sup>3</sup>)

ウ 炭素含有率

樹木の乾燥重量に占める炭素比率 (一律0.5)

エ 二酸化炭素換算係数

炭素量を二酸化炭素量に換算するための係数 (一律3.67)

#### 3 算定に用いる数値

「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」(日本国2009年4月)に示された容積密度(別表)及び炭素含有率(0.5)を使用する。

(別表) 樹種及び容積密度

樹種	容積密度
スギ	0.314
ヒノキ	0.407

附則：この算定基準は、平成23年9月21日から施行する。

附則：この算定基準は、平成26年8月1日から適用する。

# 様式集



(参考様式4-1)

「建築物による二酸化炭素固定量認証制度」  
協定書

甲及び乙は、建築物による二酸化炭素固定量認証制度による認証の申請を共同で行う。  
また、下記の事項について、協定を締結する。

(1) 要領第6条に関する事項（認証状況の公表）

同意する

同意しない

(2) 要領第7条に関する事項（貢献認証書の利用）

同意する

同意しない

この協定を証するため、正本を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成      年      月      日

甲   （建築主等）

乙   （住宅生産事業者等）

(様式4-1)

平成 年 月 日

東京都知事

様

申請者 建築主等 住所  
建築主等 印

住宅生産事業者等 住所  
企業等名称  
代表者名 印

「建築物による二酸化炭素固定量認証制度」  
認証申請書

建築物による二酸化炭素固定量認証制度実施要領第3条第1号の規定により、下記のとおり認証を申請します。

記

建築物の名称：

二酸化炭素固定量： t-CO<sub>2</sub>

二酸化炭素排出量： t-CO<sub>2</sub>

2 添付書類

- (1) 協定書(参考様式4-1)の写し
- (2) 二酸化炭素固定量及び二酸化炭素排出量算定表(様式4-2)  
(※二酸化炭素固定量のみ申請の場合は、二酸化炭素排出量に関する項目への記入は不要)
- (3) 多摩産材出荷証明書の写し
- (4) 建築確認申請書の写し
- (5) 工事完成写真



ひき割材【スギ】 厚：75 [mm]以下、幅：厚の4倍未満							
名称	断面				長さ	数量	材積
	厚[mm]		幅[mm]		[mm]	[本]	[m3]
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
合計							

板材【スギ】 厚：75 [mm]以下、幅：厚の4倍以上							
名称	断面				長さ	数量	材積
	厚[mm]		幅[mm]		[mm]	[本]	[m3]
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
合計							



ひき割材【ヒノキ】 厚：75 [mm]以下、幅：厚の4倍未満							
名称	断面				長さ	数量	材積
	厚[mm]		幅[mm]		[mm]	[本]	[m <sup>3</sup> ]
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
合計							

板材【ヒノキ】 厚：75 [mm]以下、幅：厚の4倍以上							
名称	断面				長さ	数量	材積
	厚[mm]		幅[mm]		[mm]	[本]	[m <sup>3</sup> ]
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
		×		×			
合計							

(2) 製材工場での木質バイオマス燃料利用率  
燃料利用率                    %

(3) 製品輸送距離

(a) 原木輸送                    km

(b) 製材輸送                    km

(4) 二酸化炭素排出量算定結果

	森林施業	製造 (加工)	製造 (乾燥)		輸送	単位
G H G 排 出 量 (二酸化 炭素換算)			ひき角【スギ】			Kg-CO <sub>2</sub>
			ひき角【ヒノキ】			
			ひき割【スギ】			
			ひき割【ヒノキ】			
			板【スギ】			
			板【ヒノキ】			
各段階合計						t-CO <sub>2</sub>

二酸化炭素排出量 合計

(5) 二酸化炭素固定量算定結果

樹種	固定量	単位
スギ		t-CO <sub>2</sub>
ヒノキ		t-CO <sub>2</sub>
合計		t-CO <sub>2</sub>

二酸化炭素固定量 合計

上記数値の算出に当たり、適正に計算をしたことを報告する。

年 月 日

氏名 :

印

(様式4-6)

平成 年 月 日

東京都知事

様

申請者 住所  
企業等名称  
代表者名

印

「建築物による二酸化炭素固定量認証制度」

## 変更届出書

平成 年 月 日付で提出した様式 の内容について、変更が生じたので、建築物による二酸化炭素固定量認証制度実施要領第3条第5項の規定により、別紙のとおり変更を届け出ます。